

出入国管理及び難民認定法

(昭和二十六年十月四日政令第三百十九号)

(通報)

第六十二条

何人も、第二十四条各号の一に該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を通報することができる。

二 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たって前項の外国人を知ったときは、その旨を通報しなければならない。

三～四 略

五 前四項の通報は、書面又は口頭をもって所轄の入国審査官又は入国警備官に対してしなければならない。